

令和4年9月30日招集

# 9月定例総会 議事録

新潟市農業委員会



## 令和4年度9月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年9月30日(金) 午後2時30分から午後3時6分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (36人)

### 農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第52号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第53号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第54号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第56号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤和弘	事務局次長	坂井靖彦	事務局次長補佐	小沢昌己
北区事務所長	高橋明彦	秋葉区事務所長	嶋倉明彦		
南区事務所長	滝沢秀樹	西区事務所長	佐藤清隆		

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏

管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

## 7 会議の概要

小沢次長補佐	ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度9月定例総会を開会いたします。
開始時刻	14:30
議長(会長)	<p>今日は、皆様出席でございます。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は15番 平原 大悟委員、16番 本間 雄一委員をお願いいたします。
議長(会長)	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第55号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、追加議案第56号買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、議案第52号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第53号事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第55号農地法第3条許可申請に関する意見照会が、南区で</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>5件、西区で1件、西蒲区で3件の計9件です。</p> <p>次に議案第56号買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）が、西蒲区で5件です。</p> <p>次に議案第52号農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で3件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で2件の計10件です。</p> <p>次に議案第53号事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区で2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は26件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の1件は、去る9月28日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第52号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地に賃借権を設定し、露天資材置場及び露天駐車敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は鉄道の電気工事を行う法人ですが、申請地の隣の変電所の工事を行うため、申請地の一部に賃借権を設定し、露天資材置場、露天駐車場にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、一時転用であるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、防護柵を設置し、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>

議長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。      それではご報告させていただきます。      中央地区部会の審査案件の3件は、去る9月28日に開催しました地区部会にて審査を行いました。      それでは、議案第52号農地法第5条許可申請についてです。      議案書8ページをご覧ください。      「中1号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。      転用者は、社員用駐車場が不足しており仕事の上で効率が悪いことから、隣地を申請するにいたしました。      農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存敷地に隣接していることから、敷地拡張であり、既存施設の2分の1を超えない拡張面積であることから、不許可の例外規定に当たり、許可できるものと判断しました。      雨水は自然浸透で処理し、周辺農地に影響はありません。      「中2号」も農地に賃借権を設定し、露天駐車場及び機材置場敷地に転用するものです。      転用者は、金属加工機械製造業を営んでおり、以前から既存の工場敷地が狭く従業員駐車場の一部を機材の一時保管場所として使用してきましたが、仕事の上で効率が悪いことから、隣地を申請するにいたしました。      農地区分は、第1種農地に該当しますが、申請地の地域に住む方が経営する法人で、集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。      雨水は自然浸透で処理し、隣接農地には土留めを設置することから、周辺農地に影響はありません。      「中3号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。      転用者は、現在東区の集合住宅に住んでいますが、子供の成長ともに手狭になったことから、近隣に小学校がある当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。      農地区分は、第3種農地であるとともに、隣接農地に被害を及ぼさぬようL型擁壁や土留めを行います。また、雨水は既存道路側溝へ、汚水は公共下水道に排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>中央地区部会の報告は、以上です。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会の審査案件の1件について、去る令和4年9月28日開催の区部会で審査いたしました。 議案第52号農地法第5条許可申請についてです。 議案書9ページをご覧ください。 「秋1号」は、移動通信基地局建設に係るバックヤードとして本年10月1日から翌年3月31日の間、一時転用するものです。 農地区分は農振農用地のため、市長同意及び農地復旧に関する確約書が添付されています。 以上、本件は問題ないと判断しました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
<p>南区部会長</p>	<p>南区部会長の帯瀬でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件の6件は、去る9月28日に開催しました区部会にて審査を行いました。 まず、議案第55号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の2ページをご覧ください。 「南1号」は、農地を売買によって取得するものです。 譲受人は新規就農者で令和5年産から水稻を栽培するため、売買により所有権を移転するものです。 次の「南2号」は、農地を売買によって取得するものです。 隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。 次の「南3号」は、農地を売買によって取得するものです。 隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。 次の「南4号」は、農地に使用貸借権を設定するものです。</p>



	<p>経営移譲年金を受給している譲渡人が、年金を継続受給するため、後継者に使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>3ページの「南5号」は、農地を贈与によって取得するものです。隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第52号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在、アパートに居住していますが、子供が大きくなると手狭になることから、義父所有の農地を借り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
西区部会長	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>西区部会の報告をいたします。</p> <p>審査案件の3件については、9月28日に開催した西区部会で審査いたしました。</p> <p>最初は、議案第55号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲渡人の要望で、売買により所有権を移転するもので、農作業常時従事要件、全部効率利用要件などを確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第52号 農地法第5条許可申請に関する処分決定につ</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>いてです。</p> <p>議案書 11 ページをご覧ください。</p> <p>「西 1 号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>現在の事務所駐車場が手狭であるため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地であるほか、1, 0 0 0 m<sup>2</sup>未満の申請となっています。</p> <p>申請地の周りに土留めやフェンス等を設置し、土砂などが流出しないよう努めるほか、雨水は自然浸透で処理するなど、周辺農地に影響のない計画となっており、問題ないと判断しました。</p> <p>「西 2 号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>現在の資材置場が、事務所から離れた不便な場所にあるため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第 3 種農地であり、農地転用許可基準項目の「住宅もしくは事業の用に供する施設が連たんしていること」とする農地に該当します。</p> <p>申請地は、土地改良区域内ですので、当該土地改良区からは、差し支えない旨の意見書を得ております。</p> <p>転用目的からみて、特別の設備は必要としませんが、隣地に被害が及ばないように十分注意するとのことで、問題ないと判断しました。</p> <p>なお、隣接する雑種地と併せた 1, 3 2 3. 0 0 m<sup>2</sup>について、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 12 件は、去る 9 月 28 日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 55 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、農業者年金を受給中の父が、経営移譲年金の継</p>
-----------------------------	---

続受給のため、経営者である子と使用貸借権の再設定を行うものです。

「蒲 2 号」は、譲受人が、売買により申請地を取得し、規模拡大を図るものです。

「蒲 3 号」は、農地所有適格法人である譲受人が、今後の安定的な経営を図るため、借り受け地であった申請地を売買により取得するものです。

いずれの譲受人も経営する農地を全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できるものと判断しました。

以上、農地法第 3 条許可申請 3 件について、いずれも「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第 56 号買受適格証明願に関する意見決定についてです。

議案書 6 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」「蒲 2 号」「蒲 3 号」「蒲 4 号」及び「蒲 5 号」は、いずれも裁判所が実施する競売に参加するため必要となる「農地法第 3 条許可を要する買受適格者である証明」を受けるため、願出を行ったものでございます。

いずれの願出者も経営する農地を全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できるものと判断しました。

以上、買受適格証明願に関する意見決定 5 件について、いずれも「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第 52 号農地法第 5 条許可申請についてです。

議案書 12 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、申請地を賃貸借により借り受け、仮設ヤード及び資材置場に一時転用するものです。

転用者は、天然ガス等の抽出・生産事業の拡張のため、基地へ繋ぐパイプラインを設置するため、申請にいたしました。

農地区分は、農用区域内にある農地ではありますが、一時的な利用に供するものであることから、例外的に許可できるものです。

新潟市及び土地改良区との協議も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 2 号」は、個人住宅建築敷地として転用するものです。

転用者は、現在、同一地区の共同住宅に居住をしておりますが、将来的なことを考え、申請地を買い受け、住宅を新築するため、申請にいたしました。

	<p>農地区分は、第3種農地に分類される場所であり、排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>続きまして、議案第53号事業計画変更承認申請についてです。議案書13ページ及び14ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、当初計画者が、昭和52年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施にはいたらず畑として耕作を行ってまいりました。この度、申請地を農地として売買するにあたり、農家台帳への記載が必要となるため申請にいたしました。</p> <p>「蒲2号」は、当初計画者が、平成2年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施にはいたりませんでした。この度、承継者が住宅を建築するにあたり、その一部が計画地として必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、事業計画変更承認申請2件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>（質問・意見なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第55号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p>
議長（会長）	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書6ページ、追加議案第56号買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）、の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書7ページ、議案第52号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書13ページ、議案第53号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第54号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第54号新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の別冊資料「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1ページ、令和4年9月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、中央地区8件、南区3件、西区3件、西蒲区17件、合計で件数31件、面積216,130㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区3件、中央地区1件、南区3件、西区1件、西蒲区4件、合計で件数12件、面積40,1</p>

	<p>69㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区2件、面積1,417㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転について、4ページから17ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については18ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、19ページ、令和4年9月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、中央地区2件、南区9件、西区1件、西蒲区5件、合計で件数18件、面積119,460㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、22ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、28ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、10月17日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>着席していただきます。 関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第54号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議長（会長） 終了時間 15:06</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度9月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---